

年12月31日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係るもの	20	25	20	25	20	30	20	25	20	30

に改める。

別表第11中

「	「	」	」
1日の平均的な排出水の量が100立方メートル以上である特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係るもの	を	に、
1日の平均的な排出水の量が100立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの		
」	」		

その他の水域に排出されるもの	染色整理業に属し、かつ、その設置が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の対象となった特定事業場に係るもの	1日の平均的な排出水の量が3,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上3,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	60	80	40	50	—	—	—	2	—

設置するもの又は他の特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を設置する特定事業場（昭和48年3月31日において染色整理業のみに属している他の特定事業場から排出される水のみの処理施設を設置するものに限る。）に係るもの	70	90	50	70	—	—	—	2	—
--	----	----	----	----	---	---	---	---	---

」

を「

その他の水域に排出されるもの	県から共同施設資金等の貸付けを受けて事業協同組合等が設置する特定事業場（当該事業協同組合等の全ての組合員等が自己の設置する1以上の特定事業場（昭和48年3月31日において染色整理業に属しているものに限る。）の染色整理	1日の平均的な排水の量が8,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排水の量が3,000立方メートル以上8,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	—
		1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル以上3,000立方メートル	50	70	40	50	—	—	—	—	—

業の用に供する全ての特定施設を廃止する場合における当該事業協同組合等が設置する特定事業場に限る。)で、染色整理業のみに属するもの若しくは他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(染色整理業のみに属する他の特定事業場から排出される水みの処理施設に限る。)を設置するもの又は他の特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設を設置する特定事業場(昭和48年3月31日において染色整理業のみに属している他の特定事業場から排出される水みの処理施設を	未満である特定事業場に係るもの									
	1日の平均的な排水の量が1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	70	90	50	70	—	—	—	2	—

